

文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の
基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

- (1) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置の見直し及び情報提供の義務付け等について改正を行う。
- (2) その他、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
|---|--|
| 目次 第一章～第七章（略） 付則 第一条～第三条（略） （従業者の員数） | 目次 第一章～第七章（略） 付則 第一条～第三条（略） （従業者の員数） |
| 第四条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所</u> _____ <u>ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u> | 第四条 _____ __指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 |
| 2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所</u> <u>ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u> （管理者） | <u>（新設）</u> （管理者） |
| 第五条 指定介護予防支援事業者は、 <u>当該指定に係る事業所</u> （以下「指定介護予防支援 | 第五条 指定介護予防支援事業者は、 <u>指定介護予防支援事業所</u> |

事業所」という。)ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第一項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第一項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

二 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第六条（略）

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第八条の二第十六項に規定す

_____ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する

_____管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

（新設）

（新設）

（内容及び手続の説明及び同意）

第六条（略）

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ_____、介護予防サービス計画（法第八条の二第十六項に規定す

る介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)が第二条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 (略)

一 (略)

二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 (略)

第七条～第十一条 (略)

(利用料等の受領)

第十二条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防

る介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)が第二条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員_____の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 (略)

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物_____をもつて調製するファイルに第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 (略)

第七条～第十一条 (略)

(利用料等の受領)

第十二条 (略)

(新設)

支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十三条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第一項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第十四条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第一百五十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則_____第四百十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

二～三（略）

四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第二条、この章及び次章の規定（第三十二条第二十九号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

第十五条～第二十二條の二（略）

(新設)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十三条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条_____の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第十四条 _____指定介護予防支援事業者は、法第一百五十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

二～三（略）

四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第二条、この章及び次章の規定_____を遵守するよう措置させなければならないこと。

第十五条～第二十二條の二（略）

(揭示)

第二十三条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項 _____ を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第二十四条～第二十九条 (略)

(記録の整備)

第三十条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

ア～エ (略)

オ 第三十二条第十五号の規定による評価の結果の記録

三 第三十二条第二号の三の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第十七条の規定による区への通知に係る記録

五 第二十七条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 第二十八条第二項の規定による事故の

(揭示)

第二十三条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(新設)

第二十四条～第二十九条 (略)

(記録の整備)

第三十条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

ア～エ (略)

オ 第三十二条第十五号に規定する 評価の結果の記録

(新設)

三 第十七条に規定する 区への通知に係る記録

四 第二十七条第二項に規定する 苦情の内容等の記録

五 第二十八条第二項に規定する 事故の

状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三十一条（略）

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第三十二条（略）

一～二（略）

二の二 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

二の三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

三～十五（略）

十六（略）

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月に一回_____

_____、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月ごとの期間（以下この号において「期間」という。）について、少なくとも連続する二期間に一回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利

状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三十一条（略）

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第三十二条（略）

一～二（略）

（新設）

（新設）

三～十五（略）

十六（略）

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月に一回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

（新設）

用者の同意を得ていること。

(2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（いただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第一百七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ（略）

十七～二十八（略）

二十九 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第十五条の三十の二第一項の規定により区長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

（新設）

イ 利用者の居宅を訪問しない月_____

_____において、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第一百七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ（略）

十七～二十八（略）

（新設）

第三十三条～第三十四条（略）

（電磁的記録等）

第三十五条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第九条（前条において準用する場合を含む。）及び第三十二条第二十六号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

_____により行うことができる。

2（略）

付 則（令和六年 月 日条例 号）
（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条第四項第二号及び第三十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例第二十三条第三項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第三十三条～第三十四条（略）

（電磁的記録等）

第三十五条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第九条（前条において準用する場合を含む。）及び第三十二条第二十六号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2（略）

